

よかボス企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、結婚後・出産後・子育て中も安心して働きたいと思える職場環境づくりを推進することを目的に熊本県が行うよかボス企業登録制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 2 「よかボス」とは、自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、社員や職員、従業員等が結婚後・出産後・子育て中も安心して働きたいと思える職場環境づくりを目指す「よかボス宣言」を行った企業や事業所、団体、店舗の代表者や所属長等をいう。
- 3 よかボス企業とは、「よかボス」が代表者であり、熊本県内に事業所等がある企業や事業所、団体、店舗（以下、「企業等」という。）のうち、第6条第2項の規定により登録された企業等をいう。

(事務局)

第3条 よかボス企業の登録に関する事務局は熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課（以下、「子ども未来課」という。）に置く。ただし、事務局の業務の一部を他の団体に委託することができる。

(申請の対象)

第4条 よかボス企業の登録に係る申請の対象は、熊本県内に事業所等があり、社員や職員、従業員等が2人以上で次の各号のいずれにも該当しない企業等（申請者が法人の場合、次の各号の規定は法人の役員も含む。）とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う企業等
- (3) 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う企業等

(登録の申請)

第5条 よかボス企業の登録を受けようとする企業等（以下、「申請企業等」という。）は、次の各号の様式を事務局に提出するものとする。

- (1) 「よかボス宣言」（別記第1号様式）
- (2) 「よかボス企業登録申請書」（別記第2号様式）

（登録の実施）

第6条 事務局は、申請企業等が、第4条第1号の要件に該当しない企業等であるかを必要に応じて熊本県警察本部に照会し、確認するものとする。

2 事務局は、申請企業等が、第4条各号の要件に該当しないと認められるときは、当該申請企業等をよかボス企業として登録し、登録証等を交付するものとする。

3 事務局は、申請企業等に対して、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。

4 事務局は、登録をしたときは、よかボス企業の団体名、代表者及び担当者氏名等の「よかボス企業登録申請書」（別記第2号様式）に記載されている情報等をHP等での周知の他、他のよかボス企業及び市町村に提供するものとする。

（登録企業の責務）

第7条 よかボス企業は、社員や職員、従業員等が結婚後・出産後・子育て中も安心して働きたいと思える職場環境づくりを目指すという観点から活動を行い、個人の価値観等を尊重した上で、活動内容が社員や職員、従業員等や顧客に対して特定の価値観の押付けやセクハラ・パワハラ等の不利益を生じないようにしなければならない。

2 よかボス企業において、「よかボス」は、自らの「よかボス宣言」の内容を社員や職員、従業員等に周知のうえ、その実現に努めなければならない。併せて、よかボス企業は、「よかボス宣言」の内容及びその取組み状況について定期的に確認を行い、必要に応じて見直しを行わなければならない。

なお、よかボス企業は、「よかボス宣言」の取組み状況を確認するため、事務局から資料の提出等を求められた場合は、これに応じるものとする。

（登録の変更）

第8条 よかボス企業は、登録内容に変更が生じた場合（登録主体が法人の場合は、役員の変更を含む。）は、「よかボス企業登録内容変更届」（別記第3号様式）により速やかにその旨を事務局に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第9条 よかボス企業は、登録の辞退について、事務局に申し出ることができる。

2 登録の辞退をしようとする場合は、速やかに「よかボス企業登録辞退届」（別記第4号様式）を事務局に届け出るとともに、登録証等を返還しなければならない。

（登録の取消し）

第10条 事務局は、よかボス企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 本要綱に反する行為があったと認められる場合

(2) 事務局の指導に従わない、他のよかボス企業に対する迷惑行為、社会的信用を損なう恐れがあるなど、よかボス企業として不適切な行為があったと認められる場合

(3) 事務局からの登録内容に係る連絡・照会に応じない場合

2 前項の場合において、よかボス企業は速やかに登録証等を返還しなければならない。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、子ども未来課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。